

【商品概要説明書】

株式会社 筑邦銀行

平成 25 年 4 月 1 日現在

項 目	内 容
1 商品名	・自由金利型定期預金（大口定期預金）
2 ご利用いただける方	・法人および個人
3 期間	・1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年の定型方式 ・1か月超5年未満の間で期日指定方式
4 お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
6 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します ・預入期間2年未満のものは満期日以降に一括して支払います 2年以上3年未満の場合は、1年目の応当日に元金の約定利率の70%を支払います 3年以上の場合は、1年ごとの応当日に元金の約定利率の70%を支払います ・付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します ・法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは利息の20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉分離課税されます ・金利については窓口にお問い合わせください
7 手数料	・不要です
8 付加できる特約事項	・満20歳以上の個人のお客さまで、自動継続扱いのものは総合口座による当座貸越ができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します 預入日から1か月未満の間に解約する場合 次のA・BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下切捨て、ただし、Cの算式による利率は0%を下限とします）のうち最も低い利率 A 解約日における普通預金の利率 B 約定利率 - （約定利率 × 30%） C 約定利率 - （基準利率 - 約定利率） × （約定日数 - 預入日数） ÷ 預入日数

	<p>預入日から1か月以上の間に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下切捨て、 ただし、Bの算式による利率は0%を下限とします）のうちいずれか低い利率</p> <p>A 約定利率 - (約定利率 × 30%) B 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数) ÷ 預入日数</p>
10 当行が契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
11 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ この預金は、預金保険制度の対象商品です 当行預金1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます

